

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 60 回）

議事録

日 時 令和 6 年 6 月 10 日（月）14:00～16:00

場 所 KKR ホテル名古屋 芙蓉の間

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
丸山 宏	名城大学名誉教授	副座長
赤羽 一郎	前名古屋市文化財調査委員会委員長・ 元愛知淑徳大学非常勤講師	
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

渋谷 啓一	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
平澤 毅	文化庁文化財第二課主任文化財調査官
岡田 邦裕	愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室室長補佐

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護室

議 題 (1) 令和 6 年度事業予定について
(2) 植栽管理計画について

報 告 (1) 令和 5 年度全体会議及び部会での検討内容について
(2) 舟運事業の社会実験結果について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 60 回）資料

事務局	1 開会 2 あいさつ 本日は、ご多用の中、第 60 回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。この 4 月より名古屋城総合事務所長となりました蜂矢です。改めまして、よろしくお願いいたします。全体整備検討会議においては、昨年度延べ 4 回の会議を開催し、多くの有意義なご助言をいただきました。この場をお借りし、御礼を申し上げます。今年度も引き続き、名古屋城の保存と活用、調査を進めていきます。構成員の皆様におかれましても、ますますのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。まずは、構成員、オブザーバーの皆様のお手元に、西の丸き損地点発掘調査修復報告書を配布しています。これは、令和 2 年 3 月に西之丸の重要文化財等の展示・収蔵施設の、現在の西の丸御蔵城宝館の外構工事を進める中で起こしてしまった、遺構のき損に係る発掘調査と修復の記録です。内容については、これまでに全体整備検討会議等でご報告していますが、この度、図面や遺物等の整理が終了しましたので、報告書として刊行しました。引き続き文化庁、愛知県、有識者の皆様のご指導をいただきながら再発防止策を遵守していきますので、よろしくお願いいたします。 さて、本日議題としますのは、令和 6 年度の事業予定についてをはじめ 2 件です。また、報告事項として、令和 5 年度全体会議および部会での検討内容についてはじめ 2 件について、ご報告する準備をしています。限られた時間ではありますが、よろしくお願いいたします。 3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介 4 本日の会議の内容 資料の確認をします。会議次第、裏面が出席者名簿となっている A4 が 1 枚。座席表が 1 枚。会議資料として A3 で、資料 1 が 1 枚、資料 2 が 2 枚、資料 3 が 2 枚、資料 4 が 2 枚です。構成員、オブザーバーの皆様方には、資料 3 の参考資料として名古屋城植栽管理計画の案および、現状変更許可申請案件の状況をまとめたものを配布しています。 本日の進行ですが、今ご説明した資料の番号順に、報告の (1) を行い、議事 (1) (2) を行い、最後に報告 (2) の順に進めたいと思います。よろしくお願いいたします。 それでは初めに、報告 (1) 令和 5 年度全体会議および部会での検討内容について取りまとめたので、事務局からご報告します。
	5 報告 (1) 令和 5 年度全体会議及び部会での検討内容について

事務局	昨年度の全体整備検討会議および各部会の開催結果と概要について、ご報告します。資料1をご覧ください。令和5年度における全体整備検討会議の開催結果をお示ししています。6月に第56回全体整備検討会議を開催して以降、延べ4回会議を開催しました。左から順に、開催日、議事、主な検討内容を記載しています。その回の会議で検討が終了した議事については、【済】と主な検討内容のところに記載しています。一番右側に、各議事について同年度中に関連する部会で検討した日程をお示ししました。例えば、3月22日の議事の①水堀関連遺構の発掘調査を例に挙げると、まず12月22日に全体整備検討会議に付議し、その後1月16日に石垣・埋蔵文化財部会で議論しました。その結果を、3月22日の全体整備検討会議に付議し、全体整備検討会議にてご了解をいただき、その後発掘調査を実施しています。その他、昨年度に引き続き今年度も検討を進める事項については、議事の項目ごとに下線を引いています。 続いてページの下部の、各部会の開催結果をご覧ください。各部会の開催結果をお示ししています。昨年度は、石垣・埋蔵文化財部会を4回、建造物部会を2回、庭園部会を3回開催しました。天守閣部会の開催はありませんでした。 昨年度の会議については以上です。
事務局	説明に対して、ご意見、ご質問等がありましたら、お願いします。特によろしいでしょうか。それでは、報告(1)を終了します。 それでは、ただ今から議事に移ります。ここからの進行は座長に一任します。瀬口座長、よろしくお願いします。
	6 議事 (1) 令和6年度事業予定について
瀬口座長	それでは次第に従って進行していきます。まずは事務局にご説明していただき、構成員の皆様方にご意見を伺うという手順で進めたいと思います。議題(1)が令和6年度事業予定についてです。事務局からご説明をお願いします。
事務局	資料2-1をご覧ください。令和6年度の事業予定について、現時点でのイメージを表にしたものです。個別の事業の詳細については、時間の関係で割愛しますが、表の見方をご説明します。検討、または事業実施に係る想定期間を、青色の帯状のバーで表示しています。◎はそれぞれの事項について、計画の策定や現状変更許可の取得に係る内容を全体整備検討会議に付議する、およびその想定時期を示したものです。例えば、水堀の活用についてご説明します。今年度、運航概要や船着場などの検討、設計を進め、3月に内容について全体整備検討会議にお示しした後、現状変更許可を取得し、令和7年度から工事を行っていく予定、ということをお示ししています。 続いて、資料2-2をご覧ください。資料2-1に掲載した各事業について、城内の対象範囲をそれぞれお示した位置図です。④の植栽管理計画の策定や⑩など城内全域に係るものについては、色は塗っていません。 以上が、こちらの説明になります。

瀬口座長	今年度の事業予定について、ご説明がありました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
赤羽構成員	資料2-1のイメージ図についてです。調査センター設立されて、今年で5年目になりますが、調査センターの学芸員の方の分担といいますか。この中で、具体的に学芸員の方が携わる計画は、どれになるかわかりますか。
調査研究センター	学芸員は、ほとんどの事業に関わっています。例えば、天守台および天守台周辺石垣の保存対策に関しては、発掘調査などは一通りしており、そちらの報告資料、成果の取りまとめなどで学芸員が携わっています。水堀に関しては、発掘調査を行うこともあるので関わっています。搦手の石垣の修復に関しては、今工事中で文化財の石垣の積み直し状況など立会い調査を行っています。植栽管理計画については、直接的に関わっていませんが、天然記念物に関わる部分がでてくれば、そこは関わることになります。園路改修も同じことになります。二之丸庭園の保存整備に関しても、修復工事等現状変更など日々動きがあるので、必要に応じて立ち会いなどを行っています。西之丸展示収蔵施設周辺の整備については、まだ工事が始まっていませんが、工事が始まったら立ち会いなどを行っていく計画です。表二の門等の保存修理に関しては、学芸員が過年度の調査の報告を作成しています。本丸御殿の長期保全計画に関しては、保全計画自体には学芸員は携わっていませんが、付随する文化財に関わるものもありますので、そのあたりは関わっていくことになります。石垣保存方針の策定、重要文化財建造物等保存活用計画の策定に関しては、学芸員が主体となって、調査や策定の準備などを行っています。
赤羽構成員	2つか3つは関わりがないとご説明がありましたが、大半が調査センターの学芸員に関わることになります。しかも、この図を見るとほぼ全年に渡って関わっていることになります。調査センターの学芸員の人数が、今何名かわからないので、教えてもらえますか。学芸員の仕事からみると、結構大変な量になるのではないかという気がします。そこは、きちんと計画を立てて行われているのでしょうか。
調査研究センター	学芸員の数は16人です。私も管理する立場で、年間の行事予定などを組み、なんとかするように組んでいるところです。業務としては、確かに余裕があるとは、とてもいえませんが、その中で史跡、重要文化財などありますので、適切に対応できるように体制をとっていると考えています。
赤羽構成員	調査センターの学芸員は16名といわれましたが、専門別ですが、それに分けるとどういう数字になりますか。考古、建造物などあると思いますけども。専門別の数字はわかりますか。
調査研究センター	考古学を専門とする者が10人、美術工芸を専門とする者が2名、歴史・文書・典籍を専門とする者が4名です。建造物の専門の者は在籍していません。
赤羽構成員	わかりました。いずれにしても、相当ハードな仕事になるのではないかと

	と見ています。特に、これまでの考古学担当の学芸員の方を見てみると、途中で辞められたり、あるいは今休んでおられたりという状況の方もおられるので、学芸員の方の働く条件などを十分考慮してもらいたいと思います。 もう一つ、これは全体整備検討会議に諮ることではないので、でていないと思いますが、例えば、城宝館の展示計画です。美術工芸の学定員の方が携わっていると思いますが、城宝館の展示計画みたいなものはあるのでしょうか。ただ、載せていないというだけで。どうでしょうか。できれば、やはり載せるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。
調査研究センター	城宝館の展示については、年間の計画を立てています。こちらではお示しできていませんが、美術工芸と文書典籍の分野の者で計画を主に立てています。最近、考古のほうも速報展的に一部展示を行っています。年間の展示計画については、またお示ししていけるようにしたいと思います。
赤羽構成員	ありがとうございました。
瀬口座長	今の関連で、調査研究センターができる前は、何人くらいいたのですか。急増しているような印象があるんですけど。仕事の量と人員というバランスですね。
調査研究センター	調査研究センターを設立するときに、かなり人数が増えたのは事実です。それ以前は、2人で行っていたときもあります。センターができる直前が、記憶になりますが3名で行っていました。
瀬口座長	5倍になっている。5倍になっているから、仕事の量も、働き方もきちんとコントロールしながら仕事をしないと。仕事の量を増やして、過労にはいけないと思います。そのへんを気をつけてください、という意見だったと思います。 ほかには、どうでしょうか。
麓構成員	今年の6月から新しく始まる、本丸御殿長期保全計画の策定については、もう少し具体的にご説明をお願いします。どのような調査を、どのような体制で行うのか。教えてください。 先ほど、調査研究センター学芸員の内訳では、考古、美術、歴史ということで、建造物の方はいないということでした。建造物の方がおられない中で、ここがどのように調査されるのか、よくわからないので教えていただければと思います。
事務局	調査の内容ですが、本丸御殿は平成20年度に復元工事に着手し、3期に分けて公開しています。平成30年度に全体の公開を開始してから、5年以上経っています。第1期工事の玄関や表書院については10年以上経っています。その経過の中で傷み具合や損傷しやすいところなどを調査したいと思っています。 長期保全計画としては、今年度ではなく、来年度に策定する計画としています。今年度は準備段階として、現況の調査をメインに考えています。体制としては、実際に本丸御殿を施工したとき携わった専門の職人さんの

	方々に、すべての工種、木工事、左官、屋根、金物など、当初の本丸御殿復元工事の際に対象となっていたものすべてを今回も対象とし、全面的な調査をしようと考えています。それを基に、次の年度に長期保全計画を策定する予定です。長期保全計画に基づいて実際に修繕を行うのは、もっと先かもしれませんが、現段階でわかるところを調査したいと考えています。
麓構成員	ということは、実際に復元工事を行うときには、職人さんたちだけで、あるいは名古屋市の営繕の担当の方だけでなく、文化財建造物を専門とする団体の協力を得ていたと思います。今回は、文化財建造物の専門の方は、特に関わらないで、職人さんや名古屋市の方々だけで作る、というつもりなんですね。
事務局	今回の業務としては、委託を考えており、職人さんや建設会社の方と行っていくことになります。今後、個別に有識者の先生方にご相談することはあるかと思います。どの段階でかはわかりませんが、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。よろしいでしょうか。今年度の事業の予定の中身について、何かご質問はありませんか。 なければ、次の議題の植栽管理計画について、資料の3、事務局からご説明をお願いします。
	(2) 植栽管理計画について
事務局	植栽管理計画については、令和4年3月の第47回全体整備検討会議において、特別史跡名古屋城跡保存活用計画に基づき、城跡にふさわしい風致を整えることを目的に、植栽管理計画を策定していきます、とご説明しました。また、令和5年10月の第57回全体整備検討会議では、名古屋城内植栽現況調査の結果をご説明し、植栽管理の進め方について、ご意見を伺いました。令和5年度においては、伺ったご意見をふまえ、植栽管理計画の策定に向けて取り組んできました。その中で、丸山副座長のご指導を受けながら、植栽管理計画案を作成しました。 本日は時間のこと考え、植栽管理計画案の概要版として、資料3を作成しました。よろしくお願ひします。 資料3をご覧ください。1「計画の目的」として、特別史跡名古屋城跡として魅力を高め、その価値を将来にわたって確実に継承するために、計画的な植栽管理を行うことを目的とします。 2「植栽管理の理念」として、4つを挙げています。1つ目、特別史跡として、文化財の保護を念頭においた植栽管理を行う。2つ目、来場者の安全性を確保した植栽管理を行う。3つ目、名古屋城内外からの歴史的建造物等への見通しを考慮し、景観の維持向上を目指した植栽管理を行う。4つ目、市民や来場者に親しまれている樹木により、名古屋城の活用をふまえた植栽計画を行う、です。 3「植栽および植栽管理の課題」です。1つ、現状の管理内容をふまえた植栽の課題。ア 高木、落枝や倒木などの来場者の安全性が懸念される樹木や将来文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木が多くなっています。実生木は、特別史跡として風致を損なう可能性が高くなっています。イ 中

	木と低木、樹高が高いことにより、犯罪等のセキュリティの観点からも問題で、抜けや枯れも多くなっています。 (2) 地区別の植栽管理の課題です。ア 委託業者は毎年入札方式で選定され、毎年異なり、継続性が欠如しています。イ 計画的かつ継続的な高・中木の伐採および剪定が行われていません。 これらの課題に対応するために、4「植栽管理の基本方針」を設けました。(1) 名古屋城の植栽が抱える課題の解決に向けた植栽管理、(2) 各地区を分割した植栽管理、(3) 継続的な植栽管理、(4) 名古屋城での植栽管理に必要な知識と技術を有する植栽管理体制の構築、としました。 5として「植栽管理計画」です。植栽計画の計画範囲は、図の赤枠の部分にあたります。共通事項として、アからキの7つの実施方針を掲げました。ア 伐採、根系処理、剪定、補植の基本的な考え方。2ページをご覧ください。イ 文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木の管理の実施方針、ウ 安全性が懸念される樹木の管理の実施方針、エ 外来種の管理の実施方針、オ 実生で増加していると考えられる樹木の管理の実施方針、カ 市民に親しまれている樹木の管理の実施方針、キ 金城温古録の記録の活用の方法の7つです。 この方針に基づき、6として「植栽管理の進め方」です。(1) 日常管理です。現在実施している除草や低木刈込を中心とした植物管理を日常管理として今後も継続していきます。(2) 特別管理です。文化財に影響を及ぼす可能性の高い樹木や安全性が懸念される樹木など、日常管理では対応できない高木等の伐採・剪定を行う場合は、特別管理として日常管理とは別に実施する必要があります。ただし、来場者への安全性の観点から、緊急的な対応を要する樹木が確認された場合、日常管理として速やかに行います。ア 体制、植栽管理の実施体制は、名古屋城総合事務所の職員、有識者、樹木医、造園技術者および検討補助者で構成される実施検討チームを設置します。イ 実施範囲の設定です。特別管理での伐採・剪定等の実施においては、計画範囲が広く、全範囲の樹木を一度に対処することが困難です。そのため、特別管理を実施する際は、5(2)の共通事項に示した内容を基本として現地調査を行い、最も優先して着手すべき範囲を植栽管理の実施範囲として設定し、段階的に着手します。実施範囲の設定は、地区ごとを基本としますが、必要に応じて複数の地域にまたがること、地域を細分化することを含めて、柔軟に判断していきます。ウ 進め方です。継続的な植栽管理を実施するために、PDCA サイクルを運用していきます。 (ア) 計画では、管理者として名古屋城総合事務所が、実施範囲を設定します。実施検討チームが、実施範囲の中で伐採・剪定等を行う樹木を選定し、計画案を策定します。名古屋城総合事務所は、計画案について全体整備検討会議で意見をお伺いします。(イ) 実施では、名古屋城総合事務所が計画案をもとに、現状変更許可等の各種申請事務を進めるとともに、入札により施工業者を選定します。監督者の名古屋城総合事務所と施工業者は、伐採・剪定等を行う場合、日本庭園等への深い知識と実務経験を有する実施検討チームの造園技術者から指導を受けるものとします。(ウ) 評価では、実施検討チームが施工業者の実施した伐採・剪定等を行って形成された風致の評価を翌年度以降に行います。なお、評価後、実施した植栽管理が有効であると判断された場合、その樹木を日常管理に移行し、名古屋城総合事務所が継続的に日常管理を行います。(エ) 改善では、実施検討チームが評価の結果をもとに、管理者の名古屋城総合事務所に実施計画の見直しや施工改善の助言を行います。以上が、進め方です。
--	---

	エ 実施スケジュールとして、実施範囲を概ね3年で3回に分けて施工を行い、PDCA サイクルにより植栽管理を行います。例えば、伐採では植栽範囲を3回に分けて、その都度評価を行います。また、剪定では1年目で骨格剪定を行い、2年目で不要枝を剪定し、3年目で整枝を行う剪定を行います。理想は、計画範囲全域を概ね10年で一巡することを目指していきたいと考えています。 以上が、植栽管理計画についてのご説明です。
瀬口座長	今、ご説明されたことに関して、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
小濱構成員	植栽管理を系統的に行うという主旨でしょうけども。こういう植栽管理は今に始まったことではなくて、ずっと植栽はあったわけですから。従来は、どういうふうに行われていたのですか。場当たりに管理をしていたのでしょうか。従来と、今度新しくこういう手法を使って行うというお考えなのでしょうか。ご説明をお願いします。
事務局	従来は高木の剪定、伐採などを計画的には進めていませんでした。その場その場で状況を判断して、取り組んでいました。その中で、マツ等の剪定においては、通年的に行ってききましたので、このところは引き続き行っていきます。
小濱構成員	わかりました。従来は場当たりにやられていたということですね。今度は、計画的に行われるということなので、PDCA サイクルに基づいて実施するとありますが、植栽管理についてPDCA サイクルというのは初めてのことなのですか。そういう経験はありますか。
事務局	名古屋城総合事務所では、このような方法を導入するのは初めてです。
小濱構成員	PDCA サイクルのところは、評価が一番問題だと思います。植栽の評価については、植栽というのは季節によっていろいろ変わります。そういったところで、実施したものの効果がどの程度あるのか、見極めるのは、季節ごとに見極めないと。景観だけ考えたら、伐採すれば景観の改善は達成されるかもしれませんが。植物のことですので、季節によって変わるということを評価に反映させないといけないと思います。そこらは、考えられていますよね。
事務局	評価というところは、非常に難しいところです。そういうことを考え、有識者の先生や日本庭園の造詣の深い業者の方にご指導を受けながら評価をしていくことを考えています。それで行っていきたいと思います。
小濱構成員	了解しました。丁寧にやっていただきたいと思います。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。
三浦構成員	確認です。1 ページ目の右の計画範囲についてです。色が付いている、赤い枠で囲ったところが計画範囲とですが、二之丸の東堀と北堀が入って

	いないです。旧二之丸の南半分、体育館が建っているところが抜けているのは、管理団体が違うからですか。
事務局	それについては、2 ページの 6 植栽管理の進め方の (2) 特別管理のところに、整備中の範囲は対象から除く、としています。二之丸庭園のところ、色が塗っていないところは整備中ということになります。
三浦構成員	お堀の中です。
事務局	白塗りの部分は管理団体が違うということで、白抜きになっています。
三浦構成員	白抜きのところは、愛知県の管理ですか。
事務局	管理としては、名古屋市の緑政土木局の管理になります。
三浦構成員	名古屋市の緑政土木局で、特別史跡の範囲で、
事務局	堀のところは、名古屋市の緑政土木局の管理で、愛知県体育館のあるところは愛知県の管理になります。
三浦構成員	史跡の指定範囲には入っていますね。
事務局	堀のところは史跡の指定範囲になっています。県の体育館のところは、まだ未告示の状態になっています。
三浦構成員	二之丸の南の堀の中は未告示ではなく、指定されていますよね。
事務局	堀は特別史跡に入っています。
三浦構成員	わかりました。二之丸の北の堀の中と、東鉄門の北の部分の堀の中については、名古屋市のほかの部局の管理ですか。
事務局	おっしゃるとおりです。
三浦構成員	部局が違うといっても、史跡の中で一連になっているもので、名古屋市の管理に違いはないので、本来であれば同時に管理しなければいけないところではないかと思います。特に、二之丸東鉄門の北のところの堀の中は随分雑草が茂って汚くなっています。本来はちゃんと入れておくべきではないかと思います。それは今後体制の問題があるでしょうから、検討してもらいたいと思います。 愛知県が管理しているのは多分、体育館より南のところのお堀の中は愛知県が管理者ですよ。
事務局	堀の中は名古屋市の緑政土木局です。
三浦構成員	石垣は県ですか。二之丸の南側の石垣です。

事務局	石垣は名古屋市です。
三浦構成員	ということは、全部名古屋市ですか。
事務局	お堀のところは名古屋市の管理になります。
三浦構成員	愛知県の管理は、体育館の前のところだけですか。
事務局	体育館の付近です。
三浦構成員	ということは、なぜここが抜いてあるのか、教えてもらえますか。お堀の中の管理は、名古屋市ということでした。なぜかという、名古屋城の中でもっとも植生管理がずさんなのは、二之丸の周囲です。二之丸の南側の石垣、東側の石垣は、非常に立派な石垣ですが、石垣に木が張りだして、かなり障害木となって石垣が破損、き損するおそれが非常にあります。それを長年ほったらかしにしているのは、極めてまずいだろうと思います。 ずっと前にお話ししたかもしれませんが、二之丸の南側、東側のお堀のまわりのカラタチおよびツツジが何かの植生が堀端にありますが、その管理がかなりいい加減です。夏になるともさもさ伸びてしまって、見学者通路から堀のほうがまったく見えないです。実は名古屋城の一番立派な景観というのは、そのあたりの堀を見たところ。ツツジが3mか、4mくらいあって、そんな幅はいらないです。本来ほかの史跡のところでも、もっとよく堀が見えるようになっているわけです。そのへんの管理の仕方を考えてもらいたいです。 どちらかというと、この計画範囲でないところも計画をすべきなので。今回この計画について今入れろとはいいいませんが、今後検討していただきたいと思います。何分にも、そのあたりの名古屋城の景観は日本一の景観なので、名古屋城のすばらしさを市民の方々に知っていただくためにも、ぜひともご検討をお願いします。
事務局	貴重なご意見をありがとうございます。
瀬口座長	ほかには、どうでしょうか。よろしいですか。 では私から。1ページの植栽管理の理念の2行目のところです。特別史跡に相応しい風致に維持・向上させるとともに、とありますが、風致に維持・向上させるために、というのはいいと思いますが、観光地および都市公園としての魅力というのは、結果としてでてくることです。これを目的にする必要はないかと思います。もともと名古屋城は戦後、整備をするときに、歴史と観光のどちらを取ったかという、観光ということで鉄筋コンクリートの建物を整備したわけです。歴史的風致ということ进行全面にだして、その結果として公園として市民が魅力を感じる、というふうに考えるほうがいいと思いますけども、どうでしょうか。
事務局	2の植栽管理の理念の記載についてのご意見であったと思います。目標については、特別史跡名古屋城跡保存活用計画が平成30年度あたりに作成されたものがあります。その中に書いてある内容をそのまま抜粋してあります。今座長がいわれたところの部分と、植栽管理の理念のところでの

	ずれが生じてきてしまっているのかと思います。掲げている理念はしっかり、座長のご指摘のところをふまえて取りくみたいと思います。
瀬口座長	齟齬が生じているということは、前のときにしっかりいかなかったか、聞いてくれなかったか、どちらかだと思います。考え方を整理されたほうがいいと思います。どうしてかという、歴史的風致と景観というのは、基本的に違うと思っています。景観ということだけを考えると、見てくれが良ければいいわけだから、必ずしも歴史性が入ってなくてもいいです。しかし、歴史的風致ということを入れたときには、歴史性を考えた景観ということになります。基本的には、似ているようで似ていないのではないかと思います。そこを誤解する人が多いので、少し注意してほしいと思います。特に植栽の管理というのは、木をどんどん植えると管理が大変になって、管理費がでないです。ある県では、街路樹などを間引きしているわけじゃないですか。景観がいいのだけれども、管理が大変なので除去してしまう、伐採してしまうということが行われている実態もあります。この管理をするというのはいいいんですが、持続性がある管理ということをもう少し考えながらやらないと、できたものの、その後の10年後、20年後には、今度切ってしまうと。名古屋城内は、そんなことにならないと思いますけれども。そういうことも一方で頭に置きながら、植栽管理を考えてほしいと思います。
事務局	そのあたりをしっかりふまえて、これから取り組んでいきたいと思います。
瀬口座長	よろしくお願いします。ほかには、よろしいでしょうか。 それでは、しっかり管理していくことは重要なので、問題はコストです。無限にお金があるわけではないので、コストと管理の実態でどうバランスを取るのか、というのが一方であると思います。ここでは考えていないけど、考えていないけど3年でまわすということは、お金がくっついてきていることなので、そのへんをもう少し詰めながらやられると、いいかと思います。 それでは、もしなければ、次は報告ですので、事務局にお願いしたいと思います。
	7 報告 (2) 舟運事業の社会実験結果について
事務局	瀬口座長、進行をありがとうございます。議題に対してご意見をいただき、感謝いたします。 それでは、報告に移ります。舟運事業の社会実験結果について、ご報告します。
事務局	舟運事業の社会実験ということで、3月22日の全体整備検討会議の前に、ご都合のつく委員の皆様にも乗っていただきありがとうございます。今回、社会実験について、ご参加された方々にアンケート等でご意見をいただいています。こちらのほうをご報告します。

	簡単に概要をご説明します。資料4の1ページ目をご覧ください。舟運の計画として、経路、所要時間、船着場の設計などをこれから進めていくにあたり、参考とするために社会実験を行いました。図1をご覧ください。辰之口のところから、水堀の南西のところから出て、天守の北側で折り返して戻ってくる約1.5kmのルートで、30分程度の乗船になります。50名の一般の方を公募し、約1200名の方からの応募があり、当日は最終的に44名の方々に乗船していただきました。 舟の形状は、右側のページの左上の写真のものを利用しています。12名の定員で、船頭と補助員が2名乗っており、10名の一般の方に乗っていただきました。当日の状況は写真等をご覧くださいいただけたらと思います。 続いて、2ページの結果をご覧ください。(1)として、参加者からのアンケートの内容を掲げています。アンケートを取らせていただいた方々の属性は、右側の図4に記載しているので、ご覧ください。 結果のご説明をします。社会実験について、満足・やや満足と答えられた方が9割以上、社会実験の体験をとおして、名古屋城への興味が増した、と答えられた方が9割以上いらっしゃいました。これらのご意見から、名古屋城の魅力を発信していく、理解・促進をしていく事業としては、効果があると考えています。 整備面については、今後船着場の設計や、舟の仕様を検討していく中で参考にしていくために、設問を掲げています。船着場については、舟に乗り込む際、今回フロートで浮き栈橋になっていましたので、少し揺れるというご意見がありました。舟については、揺れが少なかったことや、舟に座布団を敷いて座れたことがよいというご意見を多数いただいています。一方、高齢の方や、座布団では座りにくい方への配慮が必要ではないか、というご意見や、多少舟が揺れるというご意見もありました。ほかに、今回エンジンの音があり、ガイドの声が一部聞き取りにくかったというご意見もあり、参考にしていきたいと思います。水堀については、水がきれいになったらいいというご意見もありました。 運用面についてはガイドの印象について、印象に残ったところでは、石垣の積み方、刻印についてのご意見がかなり多かったです。堀の歴史や櫓の解説についても興味深かったというご意見もありました。 全体をとおして良かった点は、普段見られない視点からの体験や説明とありました。例えば、西北隅櫓については、城内からだ平面レベルで見るとかたちになりますが、水堀の中からだと下から見上げるかたちになるので、石落としの形状など見ることができることや、10mを超える石垣を下から見上げるというところも、普段体験することができないということで好評なご意見がありました。 (2)として、参加者以外の方からもご意見をいただいていますので、ご報告します。生物や植物への影響ということで、秋から冬にかけて水堀に鳥が越冬のために飛来しており、カモ類などの水鳥やカモメ類への配慮が必要になってくるというご意見がありました。また、水堀に生息しているオニバスなど絶滅危惧種についても配慮が必要という、ご意見がありました。生物多様性の観点からも重要だと考えていますので、関係部署等とすり合わせながら進めていきたいと考えています。 最後に、3今後ということで、水堀関連遺構の発掘調査に関しても、昨年度にご説明した辰之口と南波渡場に関して、これから夏にかけて発掘調査を実施していきます。社会実験等でいただきましたご意見に加え、そういった調査結果もふまえて、船着場の設計、舟の仕様、運航ルートなどの
--	---

	検討を今後行っていきたいと考えています。
事務局	舟運事業の社会実験についてご報告しました。この内容について、ご意見、ご質問などありますでしょうか。特によろしいでしょうか。 それでは、ご報告は以上となります。本日予定していた内容は、以上となります。最後にオブザーバーで参加されている主任調査官、平澤主任調査官、岡田室長補佐、それぞれコメント等がありましたらお願いしたいと思います。渋谷主任調査官、いかがでしょうか。
渋谷オブザーバー	年度の始めということで、今年度取り組まれるもろもろの事業について、ご紹介がありました。非常に多くの、多岐にわたる事業を展開するというで一覧表を拝見しました。これがまた、どれくらいのスパンで、どれくらいかかっていくものなのか。過去、どれくらいこの案件に対して携わっているのか。一連だけではなく、前後をもう少し拝見できたら、より事業がかなり、付加といたらあれですけども、修復されていることがわかるかなと思って、拝見していました。 舟運事業の社会実験結果等をご報告していただきました。アンケートの意見で、普段見慣れない視点から特別史跡の魅力がわかって興味深かったというご意見があったということでした。特別史跡の魅力を発信していく、という取り組みだということがわかりました。今後、史跡の活用に向けて、1つ大きなツールというか、そういったものになるのではないかと感じました。 本日の議題にも挙がっていた植栽管理計画は、非常に多くの要素、そして作業を通じて、かなり計画的に進められと思います。議事でもありましたが、特別史跡名古屋城跡というのは、三の丸の堀、土塁もあります。そちらのところの植栽も、すぐにということではないですが、ゆくゆくは、かなり木も大きくなって、もちろん都市機能やいろいろ関わり合って、いろいろな、実際に今管理しているところや実際に今使用しているところなど、調整が難しいところではありますが、土塁という文化財を守っていく、保持していくうえでも、樹木をどう管理していくかというのは、1つ大事なところであると思います。この計画にダイレクトに一緒にするというのではなく、別途でも考えていただけたらと思っています。 細かい点で何度もお話しているように、特別史跡の名古屋城跡というのは、範囲が広くて、検討すべき点が多岐にわたっているというところで、総合事務所さんのお仕事はかなり大変だということは重々承知していますが、特別史跡として後世に、しっかり本質的価値を伝えていって、そして魅力を発信していく、という役割を担っていただきたいと思います。なかなか課題は多いかと思いますが、引き続き取り組んでいただけたらと思っています。今年度も多くの事業がありますけども、よろしく願います。
事務局	ありがとうございました。関係局とも連携しながら進めていきたいと思っています。 次に、平澤主任調査官、いかがでしょうか。
平澤オブザーバー	令和6年度も、たくさんの事業を進めていかれるということで、一つひとつ着実に進めていただければと思います。植栽管理計画は、今回のご意見などをふまえて、資料2-1ですと、12月の会で完成するという

	ことです。いただいたご意見は、重要なことです。緑政土木局の関係でいうと、名古屋城自体が、名古屋市の緑の基本計画の中でどういうふうに位置づけられているのか。そういうことも確認しながら、連携、協調を図って。特に水堀のところは、植栽管理計画では載っていませんが、全体の計画図だと舟運の関係は、二の丸の北側の堀も入ってくるわけですから。その調整もありますし、各行政分野が協調することによって、それぞれの成果が向上してくるようお願いしたいと思います。 今日の会議の中で、展示のことなど、その他のこともありました。できれば、名古屋城の歴史、文化、ここですと、この会議で主に議論してきた、指定文化財の保存修理や整備などがありますけども。もっと広い意味での名古屋城の歴史文化、文化観光など、そういうこともこの会議の主題として議論ができれば、いいのではないかと思います。 逐一また、個別の事業については、ご相談していただきながら、間違いないように進めていただけたらと思います。今年度、どうぞよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。今後ご指導をよろしくお願い申し上げます。最後に、愛知県の岡田室長補佐、いかがでしょうか。
岡田オブザーバー	多数のいろいろな議事や報告がありました。植栽の管理計画に関する議事もありましたが、史跡や名勝の中で、私ども自信が管理団体になっているようなところの議事もありました。そういったところについては老朽化による安全の問題もありますし、景観の問題、環境保全、歴史的風致の向上といういろいろな問題が絡み合っているところです。先生方も、事務局のご苦労も多いかと思います。今年度策定の予定だということで、ぜひとも今後また、先生方のご意見をふまえていただきながら、ほかの植栽管理の模範になるような計画になるように、お願いしたいところです。またそういう計画になるだろうと期待しているということで、お話をさせていただきました。 ご報告にあった舟運の社会実験についても、保存活用計画の中での記載が、いよいよ現実味を増してきていると受け止めています。大変な反響があって、参加者のご意見も好評だったというご報告でした。普段の視点と違うところで、皆さんに景観を楽しんでいただける、そういった有意義な舟運のかたちを実現していただければ、私どもも楽しみにしています。そういった積み重ねによって、名古屋城の価値の継承と、魅力の向上につながっていくかと思います。引き続きよろしくお願い申し上げます。
事務局	ありがとうございました。本日いただいた貴重な意見は、今後の整備に活かしていきたいと思えます。引き続きご指導をよろしくお願い申し上げます。以上をもちまして、第60回全体整備検討会議を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。